

資本準備金制度成立期における法と会計の相克

鶴 飼 哲 夫

はじめに

- I 戦前期における準備金規定
- II 資本準備金規定の創設
- III 企業会計原則における資本剰余金規定の整備
- IV 資本準備金と資本剰余金の調整

おわりに

はじめに

近年の頻繁な商法改正とその一応の到達点とみられる会社法の成立は、わが国の会社制度に大きな影響を与えている。このような一連の法律改正は、商法・会社法に計算規定が含まれている以上、会計の世界にも大きな影響を与えている。商法・会社法と会計はもちろん同じ理論的基盤に立つものではないが、制度の中で運用される場合には、両者が一体となって社会的な役割を果たすことが少なくない。このため両者の間でこれまでも一定の調整が行なわれてきた。この調整過程においては、制度としての安定のために妥協的な調整が行なわれることはしばしば存在するが、その調整が一方の理論上の根幹に触れる場合には、その一方に大きな問題を提起することになる。商法・会社法と会計の間にはしばしばそのような状況がみられ、しかも会計の側に大きな問題を提起することが多いという現実がある。平成 17 年に成立した会社法についてもこのような点がいくつか見られる。

今回の会社法においては、これまでの商法よりも会計基準にゆだねる部分が多く示されている一方、会計上重視してきた考え方が法規定の中で大きく変容している部分もある。その一つが資本会計にかかわる領域であり、会計上の考え方が法規定の中で大きくゆがめられているのではないかという指摘がなされているが、会計学の側から必ずしも有効な反論が示されているようには思われない。

本稿で取り扱おうとする資本準備金は、会計上の資本剰余金を商法上の法定準備金として昭和 25 年の商法改正に際して取り入れたものといわれているにもかかわらず、最初から資本準備金と資本剰余金の範囲が異なっていた。いわば法と会計の理解が一致しないまま制度として機能してきた典型的な事例とって差し支えない。この意味で今日

の会社法における法と会計の齟齬をひもとく事例として格好の素材となりうるように思われる。もちろん現行会社法における問題が視野に置かれるが、さしあたって本稿では、資本準備金規定の成立期¹に焦点を当てて、商法の資本準備金規定の変遷をたどり、さらに会計上の規定の変遷をたどることによって両者の間でどのような調整過程²が存在したのかを検討してみたい³。その際、資本剰余金については会計学上において議論の多い領域であることに鑑み、個別の論者の見解は取り扱わず、もっぱら会計上の公的な見解を示すものとして当時の企業会計原則とその周辺の意見書等に依拠することとする。

I 戦前期における準備金規定

昭和25年に商法改正が行なわれ資本準備金規定がおかれる以前の商法では、法定準備金の規定は大きく異なっていた。この点を戦前期の商法規定によってあらかじめ整理しておく。

明治23年の旧商法、そして明治32年の商法のいずれにおいても、法定準備金はたんに「準備金」として規定されているのみであって、利益準備金と資本準備金に二分した規定ではない。明治32年商法では、準備金の規定が次のようになされている。

明治32年商法 194条

- ① 会社ハ其資本ノ四分ノ一ニ達スルマテハ利益ヲ配当スル毎ニ準備金トシテ其利益ノ二十分ノ一以上ヲ積立ツルコトヲ要ス
- ② 額面以上ノ価額ヲ以テ株式ヲ発行シタルトキハ其額面ヲ超ユル金額ハ前項ノ額ニ達スルマテ之ヲ準備金ニ組入ルルコトヲ要ス

上記194条は利益の強制留保を定める規定を中心にしてしている。同条1項は今日の利益準備金の相当する規定であり、資本金の四分の一に達するまで利益を配当することとその利益の二十分の一以上を準備金として積立てること強制している。この規定は類似の

1 本稿では、資本準備金制度の成立期を昭和49年までとして検討している。これは昭和49年の企業会計原則および注解において全面的に商法規定に合わせた修正がなされ、その意味で商法と企業会計原則の一致がみられ、これをもって制度的整備がなされたと考えるからである。

2 すでに、拙著『株式発行の会計理論』森山書店、1994年、において資本準備金と資本剰余金の間の問題について概観しており、一定の問題点の指摘を行なっている。本稿はそれを補充する意味もある。

3 本稿で扱う商法の条文、企業会計原則関連の諸規定については、浅木慎一『会社法旧法令集』信山社、2006年、新井清光『日本会計・監査規範形成史料』中央経済社、1989年、日本公認会計士協会二十五周年史編纂委員会『会計・監査史料』日本公認会計士協会、1977年を基礎資料として使用した。

規定が明治23年旧商法219条2項⁴にすでに存在し、文言の違いはあるもののそれを引き継ぐ形になっている。このように、わが国における法定準備金制度は、債権者保護の観点から会社の財産的基盤を確保させるために、利益の一定額を強制留保させることから始まったといえることができる。この利益の強制留保規定はその後積み立て条件を変化させながら、利益準備金の積み立て規定としてその実質をほとんど変化させず今日まで引き継がれることになっている。

戦後の資本準備金規定に含まれる項目については、194条2項において、額面株式の額面超過金が準備金を構成する項目として示され、しかもこの額面超過金は利益の強制留保額と合わせて資本の四分の一に達するまでの積み立てが強制されている。この規定は明治23年旧商法には存在しなかったものであるが、明治32年商法が額面株式の額面以上の発行についての規定(129条2項)を創設したことにより、額面以上の発行によって生ずる額面超過額の取り扱いを定めたものといわれる⁵。

額面超過金は戦後昭和25年の商法改正によって、資本準備金の代表的項目として規定されることになるが、この時期の準備金の中に含まれた額面超過金の取扱いはそれとはまったく異なるものである。すなわちここではたんに利益の強制留保額と並列された準備金の一項目として規定されているにすぎず、しかも利益の強制留保額と合わせて資本の四分の一に達するまでの積み立てが強制される形になっている。要するに、ここでの額面超過金はたんに利益の強制留保に準ずるものとしての取り扱いになっているだけである。

額面超過金に関するこの規定は、後に一般的理解となるその資本性にもとづいて積み立てを強制するという規定ではなく、額面超過金の規定が利益の強制留保と並列される形で規定されていることからわかるように、会社の財産的基礎を充実するための利益の強制留保と同じ意図を持って準備金の項目とされたものと思われる。このことは資本の四分の一を越える部分については、配当可能と考えられていた⁶ことから理解できる。額面超過金のこのような規定の仕方は、後に一般的理解となるその資本性にもとづくものではなく、むしろ「法定準備金の積立限度(資本の四分の一)に達した後において、プレミアムの自由処分が許され・・・、これを利益と解する説が有力であった⁷」という状況によるものといえる。

4 明治23年旧商法 219条

② 準備金カ資本ノ四分一二達スルマテハ毎年ノ利益ノ少ナクトモ二十分一ヲ準備金トシテ積置クコトヲ要ス

5 赤塚尚之「わが国における法定準備金制度の変遷と『払込資本と留保利益の区別』の意義」『早稲田商学』第404号、2005年、89ページ。

6 同論文、89ページ。

7 田中誠二・久保欣哉『全訂新株式会社社会計法』中央経済社、1975年、192ページ。

このように、わが国における最初期の法定準備金制度は、もっぱら債権者保護のために会社の財産的基盤を確保する目的を持った利益の強制留保規定を中心とし、額面超過金の積み立てを包含する一つの「準備金」規定として成立しており、戦後におけるような源泉による区別はまったくなされていない。

商法は、この後、法規定の不備、欠陥を是正するための改正が明治44年におこなわれ、財産評価について時価以下主義の採用などの規定がなされるが、準備金の規定については変更されなかった。

昭和13年には、わが国の経済発展に対応する商法の整備として大きな改正が行われた⁸。準備金の規定は、288条として、基本的にはそれまでと同様の規定がなされつても、より整備された規定とするためにいくつかの変更がなされている。

288条1項では、「・・・毎決算期ノ利益ノ二十分の一以上ヲ・・・」と変更され、それまでかならずしも明確でなく解釈の余地が生じていた積み立て規定を明確にし、利益配当の有無にかかわらず積み立てることを規定する文言に変更されている。また同条2項では、株式の発行にかかる費用を額面超過金から控除した金額を積み立てる規定に変更している⁹。さらに、289条で準備金の用途について、「前条ノ準備金ハ資本ノ欠損ノ填補ニ充ツル場合ヲ除クノ外之ヲ使用スルコトヲ得ズ」とする規定が新設され、準備金は資本の欠損の填補にのみあてることができる旨の規定をおき、準備金積立ての意味の明確化を行っている。

以上のような戦前期の商法における法定準備金の規定は、次のような特徴をもつものといえよう。

法定準備金は「準備金」一本の規定であり、しかも利益の強制留保を内容とする規定が中心をなしている。その中に額面超過金の積み立て規定が含まれるとしても、それは利益の強制留保に準ずるものとしての取り扱いであった。したがって、戦後に見られるような、源泉を意識した準備金規定がなされたものではなかった。

当時、額面超過金の性格については、それが資本たる性格を持つものというよりむしろ利益性のものとしての認識があり、しかも、「大正期プレミアム論争」にみられるように、その性格をめぐる大きな議論をまきおこしていた事情があり、戦後のように額面超過金について資本性のものとしての理解にもとづくものではなかったことを反映しているのであろう。

このように、戦前期の法定準備金の規定は、もっぱら債権者保護のために会社の財産

8 秋坂朝則『商法改正の変遷とその要点』一橋出版、2005年、22-23ページ。

9 昭和13年改正商法 288条

① 会社ハ其ノ資本ノ四分ノ一ニ達スル迄ハ毎決算期ノ利益ノ二十分ノ一以上ヲ準備金トシテ積立ツルコトヲ要ス

② 額面以上ノ価額ヲ以テ株式ヲ発行シタルトキハ其ノ額面ヲ超ユル金額ヨリ発行ノ為ニ必要ナル費用ヲ控除シタル金額ハ前項ノ額ニ対スル迄之ヲ準備金ニ組入ルルコトヲ要ス

的基盤を強化すること、欠損が生じた場合の填補をこの「準備金」によって速やかに行なわせるというそのための財源として規定がおかれたものということができる。

II 資本準備金規定の創設

1 昭和25年商法改正による288条ノ2

戦後の商法改正はまず昭和23年になされているが、戦後最初の大改正は昭和25年に行なわれている。この昭和25年の改正は「それまでドイツ法に依拠していた株式会社法をアメリカ法化することであり、その主な内容は、①会社の資金調達の便宜を図ること、②会社の機関構成を変更し、会社の運営方式の合理化を図ること、③株主地位の強化を図ること、の3点に分けることができ¹⁰」るとされている。株式会社の資金調達については授権資本制度、無額面株式制度の採用などがおこなわれ、会社運営の合理化では、株主総会の権限縮小と株主総会における株主地位の強化、取締役会と代表取締役の創設など、株主地位の強化では、株主共益権の拡大強化、株主の財産的地位の強化¹¹など、戦前の商法規定からは大きな変更をもたらすものとなっている。

この改正で、法定準備金についても、戦前期の「準備金」規定を大きく変更し、これ以降の法定準備金制度の基本を形作る規定がなされている。すなわち、「準備金」が利益準備金と資本準備金に二分され、288条は利益準備金の規定として改正前の同条1項のものを引き継いだ改正がなされている。ただし額面超過金については288条ノ2における資本準備金の一項目として規定されたことから、288条からはずされている。

新たに創設された288条ノ2は資本準備金の規定として次のような規定がなされた。

昭和25年改正商法 288条ノ2

左ニ掲グル金額ハ之ヲ資本準備金トシテ積立ツルコトヲ要ス

- 一 額面以上ノ価額ヲ以テ額面株式ヲ発行シタルトキハ其ノ額面ヲ超ユル額
- 二 無額面株式ノ発行価額中資本ニ組入レザル額
- 三 一営業年度ニ於ケル財産ノ評価益ヨリ其ノ評価損ヲ控除シタル額
- 四 資本ノ減少ニ依リ減少シタル資本ノ額ガ株式ノ消却又ハ払戻ニ要シタル金額及欠損ノ填補ニ充テタル金額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額
- 五 合併ニ因リ消滅シタル会社ヨリ承継シタル財産ノ価額ガ其ノ会社ヨリ承継シタル債務ノ額及其ノ会社ノ株主ニ支払ヒタル金額並ニ合併後存続スル会社ノ増加シタル資本ノ額又ハ合併ニ因リ設立シタル会社ノ資本ノ額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額

10 秋坂，前掲書，30 ページ。

11 同書，30-41 ページ。

ここで示されているように、額面超過金、無額面株払込剰余金、財産評価益、減資差益、合併差益が資本準備金として積み立てることを要するものとして規定された。この五つの項目については、それが限定列举か例示列举かについて議論が行われることになるが、おおかたはこれらが限定列举であると理解し、この理解が通説としての地位を占めるに至る。

昭和25年の商法改正においても一点注目されるのは、¹²289条において法定準備金の取崩しについての規定が明確になったことである。その1項では、法定準備金の用途についてそれまでの欠損の填補のみの規定から、資本組入れの規定が追加され、さらに、2項で、法定準備金を欠損填補にあてる場合の取崩し順序が、まず利益準備金、その後資本準備金によることが示されている。この規定において商法上利益準備金と資本準備金について同列には取り扱われておらず、資本準備金の方がより拘束力の強いものとしての位置づけが示されている。

このように昭和25年の改正では法定準備金を利益準備金と資本準備金に二分し、資本準備金項目が列举され、さらには欠損填補の際の両者の間の取崩し順序が規定されることになったが、これらの改正は企業会計の考え方を取り入れたものといわれている。すなわち「資本準備金・・・は企業会計上の資本取引から生じた剰余金（会計原則一般原則三、同注解注2、注19）を源泉とし、これを拘束することは企業会計上の資本（自己資本）の維持の要請であり、商法も昭和二十五年改正法において一定限度でこの要請を採用し、商法二百八十八条ノ二を設定することとした¹³」といわれるのである。このことから、「資本準備金とは、企業会計上の資本取引から生じた剰余金、すなわち資本剰余金を源泉とする法定準備金である¹⁴」と説明されることになる。したがって、この改正によって、法定準備金は源泉別に資本準備金と利益準備金に区分され、前者は資本たる性格を持つものとして、また後者は利益性のもので二分され、いずれも欠損の填補と資本組入れ以外には取り崩すことができない拘束力の強いものとして規定された。ここにおいて、その後今日まで続く法定準備金制度の骨格が形成されたといえることができる。

2 企業会計原則における資本剰余金

上で示したように、商法は企業会計上の考え方に依拠して288条ノ2の規定をおいた

12 昭和25年改正商法 289条

① 前二条ノ準備金ハ資本ノ欠損ノ填補ニ充ツル場合ヲ除クノ外之ヲ使用スルコトヲ得ズ但シ第二百九十三条ノ三第一項ニ規定スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

② 利益準備金ヲ以テ資本ノ欠損ノ填補ニ充ツルモ仍不足スル場合ニ非ザレバ資本準備金ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得ズ

13 田中・久保、前掲書、178ページ。

14 同書、184ページ。

といわれているが、当時の企業会計上の考え方は、この商法改正前後に公にされた「企業会計原則」(昭和24年7月)と「商法と企業会計原則との調整に関する意見書」(昭和26年9月)によって概観することができる。これらにみられる企業会計上の考え方は次のようなものであった。

昭和24年に公表された「企業会計原則」では、以下のような規定を見ることができる。

企業会計原則 (昭和24年設定当時)

一般原則 三

資本取引と損益取引とを明瞭に区分し、特に資本剰余金と利益剰余金とを混同してはならない。

損益計算書原則 六

剰余金は、毎期の純利益の留保額から成る利益剰余金と、毎期の純利益以外の源泉から生ずる剰余金から成る資本剰余金とに区分しなければならない。

貸借対照表原則 四 (三) B

剰余金は、利益剰余金と資本剰余金とに区分する。

資本剰余金は、株式発行割増金、無額面株式払込剰余金その他の資本剰余金に区別して表示する。株式発行割増金、払込剰余金を法定準備金に繰り入れたときは、この法定準備金は、利益留保による法定準備金と区別して資本剰余金の区分に計上する。

このように、昭和24年に設定された企業会計原則では、まず一般原則の中で「資本取引と損益取引の区別」が示され、資本取引から生ずる資本剰余金と損益取引から生ずる利益剰余金の峻別が強調されている。そして損益計算書原則では、利益剰余金が毎期の純利益の留保額からなるものであり、資本剰余金はそれ以外の源泉から成るものであることが示されている。また資本剰余金の項目については、貸借対照表原則において株式発行割増金、無額面株式払込剰余金のみが具体的に示され、さらに「その他の資本準備金」という表現を用いて、株式発行割増金、無額面株式払込剰余金以外の項目の存在を示唆するにとどまっている。

一方、昭和26年9月に当時の経済安定本部企業会計基準審議会から公にされた「商法と企業会計原則との調整に関する意見書」では、商法上の資本準備金項目である五つの項目を検討した上でそれらを資本準備金とすべき企業会計上の根拠を示し、さらに、「その他の資本準備金」として五項目を指摘している。すなわち、この意見書では、額面超過金および払込剰余金については株主の直接の払込による広義の払込資本であるこ

と、減資差益、合併差益（財産評価益を含む）は資本修正であることを示し、それらが会計上の資本剰余金であり、資本準備金を構成する項目であることを指摘する¹⁵。さらに、「会計原則上資本剰余金として一般に認められる・・・諸財源も資本準備金として認めるよう改めること」を要請して、以下の五項目を示している¹⁶。

- (一) 自己株式の売却益
- (二) 追出資を意味する株主の贈与並びに欠損填補のための株主および債権者による債務免除益
- (三) 資本的支出にあてた国庫補助金
- (四) 資本的支出にあてられた工事負担金
- (五) 再建設資金に充当した保険差益

ただし、意見書では、この五項目が資本剰余金であることに理由については、自己株式の売却益について、それが「所有有価証券の売却益と全く性質を異にし、株主の払込金額の一部であり、額面超過金と本質を等しくする¹⁷」と説明しているのみで、他の項目が資本剰余金であるという理由は明らかにされていない。

このように、「商法と企業会計原則との調整に関する意見書」では企業会計原則上では明確にされなかった企業会計上の資本剰余金の構成項目が具体的に示され、それらを資本準備金とすべきことが提言されている。すなわち、会計上、額面超過金、無額面株式払込剰余金、減資差益、合併差益、財産評価益、自己株式売却益、贈与益・債務免除益、国庫補助金、工事負担金、保険差益が資本剰余金であり、これらのすべての項目を資本準備金とすべきことが主張されているのである。

3 資本準備金と資本剰余金

昭和25年改正商法において法定準備金に資本準備金の規定がおかれたのは、商法が企業会計上の考え方を取り入れ、企業会計上の資本取引から生ずる項目を資本準備金として法定準備金中の一グループとしたことによるとされている。しかし、上で見たように、商法上の「資本準備金」と企業会計上の「資本剰余金」ではその範囲が異なっている。

商法における「資本準備金」の具体的構成項目は、先に見たように、額面超過金、無額面株式払込剰余金、財産評価益、減資差益、合併差益である。これに対して、企業会計原則の設定をふまえ、商法と企業会計原則との調整を積極的に提言した「商法と企業会計原則との調整に関する意見書」では、企業会計上資本剰余金と目される項目を積極

15 「商法と企業会計原則との調整に関する意見書」、第十二、一、「理由」。

16 同意見書、第十二、五。

17 同意見書、第十二、五、(一)、「理由」。

的に列挙しており、しかもその範囲は資本準備金とされた項目を大きく超えたものとなっている。企業会計上の資本剰余金についてそれを構成する項目については今日でもなお会計学上多くの議論があるが、この意見書に見られる見解が当時の企業会計上の資本剰余金の代表的な理解であり、その公的な表明であると見なすことができよう。

企業会計原則においては、損益取引とは異なる資本取引から生ずる項目を総称して資本剰余金という範疇を設定しているが、企業会計原則上ではこの「資本取引」についての積極的な説明を見ることができない。しかし上記意見書においては、先にも見たように、次のような記述ある。

「資本準備金の財源たる資本剰余金には、株主の直接の払込によるもの、すなわち広義の払込資本 (Paid-in Capital) に属するものと、資本修正 (Recapitalization) にもとづくものとの区別がある。額面超過金および払込剰余金は前者に属し、減資差益および合併差益 (財産評価益を含む)¹⁸は後者に属する」。

ここに示されているように商法上資本準備金とされる項目は広義の払込資本あるいは資本修正項目であるという理由で資本剰余金とされて、一応の会計上の根拠が示されている。その一方、これらの項目以外は「その他の資本準備金」という形で総括され、それらが「会計原則上資本剰余金として一般に認められる・・・諸財源」であり、これらも「資本準備金としてみとめるよう改めること」とするだけである。このように意見書においても、「その他の資本準備金」が会計原則上資本剰余金と認められる項目であるとのみ記述するだけで、これらが資本剰余金であるとする理由を自己株式の売却益を除けばまったく示していない。²⁰

いずれにしろ昭和25年の商法改正において新たに加えられた資本準備金規定は、それが企業会計上の考えを取り入れて規定されたものであるとしても、その企業会計上の考え方を企業会計原則あるいは上記意見書を見る限り、商法上の資本準備金と企業会計上の資本剰余金はその理解に大きなずれがあることになる。商法上の資本準備金は企業会計上の資本剰余金のうち前記意見書で払込資本項目あるいは資本修正項目とした額面超過金、無額面株式払込剰余金、減資差益、合併差益を中心とし、これに財産評価益を加えたものによって構成されている。商法上の資本準備金は意見書にいう払込資本・資

18 同意見書、第十二、一、「理由」。

19 同意見書、第十二、五。

20 「その他の資本剰余金」とされた項目について、同じく経済安定本部企業会計基準審議会から昭和27年に公表された「税法と企業会計原則との調整に関する意見書」の各論、第二、六～九では、その性質について若干の説明をみることができる。すなわち、国庫補助金について「株主の醸出によらずして、企業に帰属する資本が、国民経済的目的のため国庫から補充せられたもの」とし、工事負担金について「企業資本の補填のための醸出額」とし、保険差益については「固定資産に投下されている資本価値の修正」としている。また、贈与益・債務免除益を「資本払込の方法によらない資本補填の方法であって、追出資とみなすべきもの」と説明している。この意見書ではこのように若干の説明をみることができるが、その説明はばらばらで統一的なものではない。

本修正項目（財産評価益を含む）であり、たとえ資本準備金が会計上の資本取引から生じた資本剰余金の考え方を取り入れ、それらの項目が資本性のものであるということによって資本準備金として積立てることを要求したとしても、企業会計上の考え方とは大きく乖離し、商法上資本性を認識できるのは五項目のみについてだけであるというものとなっている。このことはこれ以降、商法の資本準備金規定と会計学上の資本剰余金との差異・対立点として両者の間に影を落とすことになる。

Ⅲ 企業会計原則における資本剰余金規定の整備

企業会計原則は、昭和29年に、本文の修正と「注解」の新設を行なった。本文の修正は「昭和25年の改正法人税法並びに昭和26年の改正商法の規定には、企業会計原則の趣旨が相当程度反映されるに至った」が、その結果「企業会計原則及び財務諸表準則自体においても、部分的修正を要する箇所が生じた」という認識によるものであり、また「注解」の新設は「企業会計原則及び財務諸表準則のなかの重要な項目について、その意義、適用の範囲等に関し、解釈上疑義のある点が少なくないので、今回これらの解釈を明らかにするため・・・企業会計原則注解として・・・公表することとした」と説明されている。²¹

昭和29年の企業会計原則の本文の修正において、貸借対照表原則四（三）Bに示されている資本剰余金についての表現は次のようになった。

貸借対照表原則 四（三）B

剰余金は、一定の基準に従って、資本剰余金と利益剰余金とに区分しなければならない。（注6）

資本剰余金は、株式発行差金（額面超過金）、無額面株式の払込剰余金、固定資産評価差益、減資差益、合併差益、再評価積立金、国庫補助金（建設助成金）、工事負担金、保険差益等に区別して表示しなければならない。

一方、新設された「注解」では、〔注6〕「剰余金とその区分について」の中で上記の資本剰余金項目を、補足的表現を加えて次のように詳細に示した。

注解〔注6〕剰余金とその区分について

（1）資本剰余金

株式発行差金（額面超過金）、無額面株式の払込剰余金、合併差益、資本的支出

21 昭和29年企業会計原則修正前文「企業会計原則及び財務諸表準則の部分修正について」

に充てられた国庫補助金（建設助成金）及び工事負担金，資本補填を目的とする贈与剰余金又は債務免除益，減資差益，固定資産評価差益，再評価積立金，貨幣価値の変動に基き生じた保険差益並びに自己株式の処分等の資本取引によって生ずる剰余金

ここに見られるように，昭和29年の修正企業会計原則および新設された注解では，これ以前と以後含めて，企業会計原則上最も詳細に資本剰余金項目を列挙しており，会計学上多くの論者が資本剰余金とした項目が網羅されたものとなっている。後に企業会計原則上資本剰余金の多くの例示項目が商法との関係で削除され「・・・等」というあいまいな表現になっていくのに比して，資本剰余金項目を詳細に例示したこの時期の企業会計原則は，企業会計原則が本来考えていた立場をもっとも純粹に表しているものといえる。

しかしこのことはまた，先に示したように，昭和25年改正商法が資本準備金を五項目に限定列挙した規定とは大きく異なっており，商法上の資本準備金と企業会計原則上の資本剰余金の範囲が大きく異なり，商法と企業会計原則両者の大きな食い違いが露わになっていることを示している。後に企業会計原則が，商法が強制法規であることに鑑みとし，自らの立場を商法規定に合わせていく過程を考えれば，この時期の企業会計原則は，少なくとも資本剰余金に関しては，自己の考え方を明瞭に示しているものといえる。したがって，昭和29年の修正は，企業会計原則の立場からすれば，自己の資本剰余金理解にもとづく企業会計原則上の規定の整備ということができよう。

IV 資本準備金と資本剰余金の調整

1 昭和37年，49年の商法改正

昭和37年の商法改正は，商法の計算規定が近代会計理論にもとづく損益法による計算思考へ変化した大きな改正であるといわれている。たとえば，資産の評価基準が時価以下主義から取得原価主義へ変化したこと，繰延資産の範囲の拡大，引当金の規定などの改正がそれであるとされている²²。このような改正によって，それまでの商法における財産法的計算規定と企業会計原則における損益法的計算思考の齟齬は，商法側の計算規定の改正によって解消されることになった。このような改正によって，企業会計原則設定当時の前文にうたった「企業会計原則は・・・企業会計に関係のある諸法令が制定改廃される場合において尊重されなければならないものである²³」という要請が商法におい

22 秋坂，前掲書，50-51ページ。

23 昭和24年企業会計原則前文「企業会計原則の設定について」二，3。

て実現したものという評価が与えられている²⁴。

このような状況の中にあっても、商法上の資本準備金規定についての昭和37年の改正は、一部の修正がなされたもののそれまでと大きな違いはない。この年の改正では、288条ノ2の1項3号が削除されている。すなわち資本準備金を構成する項目から、「一営業年度ニ於ケル財産ノ評価益ヨリ評価損ヲ控除シタル額」すなわち昭和25年に創設された資本準備金規定に列挙された項目のうち財産評価益が除外されることになる。

また、288条ノ2に2項が追加され、合併差益についての取り扱いが変更されている。すなわち、合併に際し被合併会社の利益準備金その他留保利益の額を合併会社に引き継ぐことを認めた改正を行なっている²⁵。これは実務上の要請が考慮されたものであるとされている²⁶。

昭和49年の商法改正は、山陽特殊製鋼、サンウェーブ工業などの粉飾事件を契機に監査制度の改善強化をめざした改正であった。この点で注目される商法改正であったが、資本準備金制度についての改正はわずかである。改正前288条ノ2の2項の内容が3項に繰り下がり、代わって2項に準備金の資本組入れに伴う抱合せ増資の規定が創設されている²⁷。この規定は、資産再評価法にもとづく再評価積立金を利用した抱合せ増資が、資産再評価法の失効により機能しなくなったことをふまえて、準備金の資本組入れによる抱合せ増資の規定を新設したものであるとされている²⁸。

このように昭和37年、49年の商法改正において、資本準備金規定についていくつかの変更がなされているものの、資本準備金規定の大筋についての大きな変更はなされなかった。

2 昭和38年、49年の企業会計原則修正

これに対して企業会計原則側では、昭和38年と昭和49年の企業会計原則および注解の修正において資本剰余金規定について大きな変更を加えている。

すなわち、昭和38年修正企業会計原則では貸借対照表原則四（三）Bを次のように変更した。

24 昭和38年修正企業会計原則前文「企業会計原則の一部修正について」参照。

25 昭和37年改正商法 288条ノ2

② 前項第五号ノ超過額中合併ニ因リ消滅シタル会社ノ利益準備金其ノ他会社ニ留保シタル利益ノ額ニ相当スル金額ハ之ヲ資本準備金ト為サザルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ利益準備金ノ額ニ相当スル金額ハ之ヲ合併後存続スル会社又ハ合併ニ因リ設立シタル会社ノ利益準備金ト為スコトヲ要ス

26 秋坂，前掲書，54ページ。

27 昭和49年改正商法 288条ノ2

② 第二百八十条ノ九ノ第二項ノ規定ニ依リ株主ヲ募集シタル株式ニ付テハ前項第一号ノ額ハ之ヲ資本準備金ト為スコトヲ要セズ

28 秋坂，前掲書，78ページ。

貸借対照表原則 四 (三) B

剰余金は、一定の基準に従って、資本剰余金と利益剰余金とに区別しなければならない。(注7)

資本剰余金は、株式発行差金(額面超過金)、無額面株式の払込剰余金、減資差益、合併差益、再評価積立金等に区別して表示しなければならない。

ここにみられるように、それまで資本剰余金項目を9項目列挙していたものから、固定資産再評価差益、国庫補助金(建設助成金)、工事負担金、保険差益が除外されて、上記のような5項目の列挙に大きく縮小させている。もっとも文言上「・・・等」という言葉が挿入されていることから、ここで除外された項目を包含しており内容的には変わらないとする解釈もありうるが、後に示すように、昭和38年の資本剰余金規定のこの変更は、このときの修正のための前文に明言しているように「商法が強行法規たることに鑑み、企業会計原則を修正しなければなら²⁹な」かったという企業会計原則の立場にもとづく修正と見るほうが適切であろう。

ただ、このような企業会計原則本体の修正にもかかわらず、昭和38年の注解〔注7〕「剰余金とその区分について」における資本剰余金の記述は、次のようになっている。

注解〔注7〕剰余金とその区分について

(1) 資本剰余金

株式発行差金(額面超過金)、無額面株式の払込剰余金、減資差益、合併差益、再評価積立金、会社更生及び整理等に基き生じた固定資産評価差益、資本的支出に充てられた国庫補助金(建設助成金)及び工事負担金、資本補填を目的とする贈与剰余金又は債務免除益、貨幣価値の変動に基き生じた保険差益等の資本取引によって生ずる剰余金

奇妙なことに企業会計原則の本体では商法規定に合わせた形で資本剰余金項目の整理が行なわれたにもかかわらず、注解では従来のままの資本剰余金項目が示されている。

上にも述べたように、企業会計原則本体の規定では資本剰余金各項目の最後に「・・・等」という言葉が挿入されていることから、本体で除外され明示的でない資本剰余金項目が注解で示されているのであり、このことからすれば企業会計原則上の資本剰余金項目はそれまでと内容的には変わらないとする解釈もありうるかもしれないが、次の昭和49年の修正において注解が全面的に変更されたことを考えれば、この解釈には無理がある。

29 昭和38年修正企業会計原則前文「企業会計原則の一部修正について」

このような企業会計原則の本文と注解における取り扱い、たとえ修正のための前文で企業会計原則を商法規定に合わせる必要性を強調しても、少なくとも資本剰余金の考え方については、注解においてそれまでの立場が維持されており、その限りでは企業会計原則上の理解が商法上の資本準備金とは大きくずれており、容易に商法規定に合わせることができなかつた状況が見て取れる。

ところで、昭和49年の修正企業会計原則貸借対照表原則四（三）Bでは、剰余金の規定は次のようになった。

貸借対照表原則 四（三）B

剰余金は、資本準備金、利益準備金及びその他の剰余金に区分して記載しなければならない。

株式発行差金（額面超過金）、無額面株式の払込剰余金、減資差益及び合併差益は、資本準備金として表示する。

ここではこれ以前に存在した再評価積立金が除外されているが、この再評価積立金は昭和48年3月31日に「株式会社³⁰の再評価積立金の資本組入に関する法律」（資産再評価法）が失効したことに対応するものである。したがって、この規定は39年修正の文言を踏襲した内容となっており、しかも「・・・等」という言葉も削除されている。

一方、昭和49年の注解〔注19〕「剰余金について」における資本剰余金の表現は次のようになった。

注解〔注19〕剰余金について

(1) 資本剰余金

株式発行差金（額面超過金）、無額面株式の払込剰余金、減資差益、合併差益等
なお、合併差益のうち消滅した会社の利益剰余金に相当する金額については、資本剰余金としないことができる。

昭和49年の注解では、上のように、それまでの注解とは異なって資本剰余金の具体的項目は四つのみである。もっとも「・・・等」という言葉は注解には残されているが、この注解ではじめて商法上の資本準備金の具体的項目と企業会計原則上の資本剰余金の具体的項目が一致することになっている。しかも、合併に際して被合併会社の利益準備金等を合併会社が引き継ぐことを容認した昭和37年の商法の改正をうけて、注解においても同旨の文言が挿入されている。

30 秋坂、前掲書、78ページ。

3 資本剰余金の資本準備金への調整

昭和37年から昭和49年にかけての商法上の資本準備金規定と企業会計原則上の資本剰余金規定の変化を見てみると、商法における資本準備金の規定は、実務上の要請などによって一部分の改正を行なっているものの、昭和25年に創設された288条ノ2の規定を大きく変化させる改正は行なわれていない。

これに対して大きく変化したのは、企業会計原則における資本剰余金の規定である。前節で見たように、昭和38年と49年の修正をへて、それまでの資本剰余金規定に示されていた構成項目を大幅に修正し、株式発行差金、無額面株式払込剰余金、減資差益、合併差益の4項目に縮小している。この動きは注解においても同じであり、昭和38年の注解〔注7〕は、昭和29年の注解新設当初の〔注6〕の表現を基本的に踏襲したものとなっているが、昭和49年には注解〔注19〕で資本剰余金項目を大幅に削減し本体の貸借対照表原則の資本剰余金規定と合わせる形になっている。このことの意味は次のようにいうことができよう。

先に示したように、昭和37年の商法計算規定の損益法的計算規定への改正は商法側と企業会計原則側の計算思考についての基本的対立を解消するものであったが、このことはまたこれ以降の商法と企業会計原則の位置関係をも明確にすることになり、企業会計原則のその後の改正の動きに大きく影響するものとなった。このことが端的に現れるのが昭和38年の企業会計原則の修正である。その修正の前文には次のように記されている。

「昭和二十五年に法人税法および商法の改正が行なわれ、さらに昭和三十七年四月に企業会計原則を大幅に取り入れた商法の改正が行なわれ昭和三十八年四月一日から実施されるにいたった。しかし商法の計算規定は、いまだ企業会計原則と矛盾する部分を残しているので、この部分については、商法が強行法規たることに鑑み、企業会計原則を修正しなければならないことになったのである³¹」。

ここに示されているように、商法の計算規定と企業会計原則が矛盾する場合には、企業会計原則を商法の規定に合わせるべきものであることが明らかにされ、このことによってこれ以降企業会計原則は商法規定の解釈指針としての役割を自覚しつつ機能していくことになる。昭和49年の企業会計原則修正の前文では、企業会計原則の商法に対する位置を「この『企業会計原則』が商法の計算規定の解釈指針としての機能を適切に果たし、かつ新しい監査体制のもとにおける基準となることを期待する³²」と明確に記述することになる。

昭和38年、49年の企業会計原則および注解における資本剰余金規定の変化は、商法

31 昭和38年修正企業会計原則前文「企業会計原則の一部修正について」

32 昭和49年修正企業会計原則前文「企業会計原則の一部修正について」

の計算規定と企業会計原則と矛盾する部分については、『企業会計原則』が商法の計算規定の解釈指針としての機能を適切に果たすために「商法が強行法規たることに鑑み、企業会計原則を修正しなければならない」という企業会計原則自体の立場の認識にもとづく変更であり、昭和29年の企業会計原則の修正および注解において、企業会計原則が本来もっていた資本剰余金の考え方を商法へ歩み寄る形で、大幅に自己の立場を変更したものと見て差し支えない。

ただし、この間の企業会計原則および注解の変更過程を見ると、すんなりと商法側の規定に合わせたといいたい状況がみてとれる。すなわち、昭和38年の企業会計原則本体の修正で資本剰余金項目を大幅に削減したにもかかわらず、注解においてはそれまでの資本剰余金項目を列挙した形を踏襲した規定を残しており、この注解が企業会計原則本体の規定に合わせる形での修正を行なったのは昭和49年になってからであるという所に見ることができよう。

いずれにしろ、昭和49年に至って、商法上の資本準備金規定と企業会計原則上の資本剰余金規定の調整が企業会計原則側の大幅な規定変更によって図られることになった。しかしこの調整は、これまでの説明で明らかのように、商法と企業会計原則の制度会計上の位置関係にもとづくものであり、企業会計原則が会計理論上の整合性の上によって変更したのではないことに注意しなければならない。

お わ り に

これまで、商法制定時から昭和49年の改正までの資本準備金規定の変遷を概観し、さらにこれとの関連の中で企業会計原則あるいは注解における資本剰余金規定の変化を見てきた。

わが国の商法は、戦前期の準備金一本の規定から、昭和25年に資本準備金制度が創設され、法定準備金は利益準備金と資本準備金の二つから構成されるという大きな変革を示している。ここで取り上げた資本準備金規定は、これ以降、いくつかの改正は加えられたものの、その根幹を維持したまま推移してきている。もっとも近年においてはとくに平成13年6月の商法改正によって資本準備金規定に大きな質的变化を加えた改正が行なわれているが、この問題については別途検討する。いずれにしろ本稿で取り扱った時期においては、商法の資本準備金はその骨格をゆるがせることなく推移したことは明らかである。

これに対して、企業会計原則側では資本剰余金の規定を大きく変化させてきている。商法上の資本準備金はもともと会計上の資本取引から生ずる資本剰余金を基にするものとされているとしても、資本準備金と資本剰余金はその範囲を最初から異にしていた。

企業会計原則上の資本剰余金は資本準備金に規定される項目よりはるかに広いものであり、その考え方をもっともよく示しているのが、昭和29年の企業会計原則および注解の規定であろう。ところがこの企業会計原則上の資本剰余金は、その後「商法が強行法規たることに鑑み」という理由で、商法の資本準備金規定に合わせる形で修正し、企業会計原則は自らの立場を放棄していくのである。

法と会計の関係は、両者が一体となって制度的な機能をはたす場合には、その間に一定の調整が行なわれることはしばしば観察される。昭和37年の商法改正でそれまでの財産法的計算規定を損益法的計算規定に改正したことが、商法側の近代会計理論にもとづく計算規定への調整であるとすれば、企業会計原則における資本剰余金規定の変更過程は、もっぱら会計が法規に一方的に調整していった過程として見ることができるであろう。商法が資本準備金規定の創設以来、その規定を基本的に堅持したにもかかわらず、企業会計原則側はその考え方を維持できず、その規定に変更を加えてきたのである。

問題はなぜこのような調整過程になったかということである。その最大の理由は、商法が強行法規であり、企業会計原則が解釈指針であるという法と会計原則の地位に理由が求められよう。しかし理由はそればかりとは思われない。というのは企業会計原則における資本剰余金概念にたぶん不明瞭な部分が存在するからである。

企業会計原則では、その一般原則の三において、資本取引と損益取引の区別を要求し資本剰余金と利益剰余金の混同を排除し、さらに資本剰余金の具体的説明では、それが資本取引から生ずる剰余金であるという規定を与えた上で、具体的項目を例示する形になっている。この形では当然のことながら資本剰余金の源泉となる「資本取引」の概念が重要になる。ところが企業会計原則は資本取引の意味について積極的に明らかにしているわけではない。昭和38年の修正企業会計原則の損益計算書原則六では、「利益剰余金は、利益の留保額からなる剰余金であって、利益以外の源泉から生ずる資本剰余金とは区別しなければならない」とあるから、資本剰余金を「利益以外の源泉から生ずる資本剰余金」と規定しており、このことからすれば利益を生み出す損益取引以外の取引が資本取引ということになる。このように資本取引を損益取引以外の取引と説明することになると、そこに多様な取引を含みうる余地を生じさせることになり、したがってまた具体的な資本剰余金項目に多様なものを包含することになる。企業会計原則で示された多様な資本剰余金項目はこのような状況を明らかに示している。一般にも資本剰余金に含まれる項目を単一の説明でおこなうことが難しいことから、資本取引を資本払込取引、資本贈与取引、資本修正取引に区分しそれらから生ずるものを資本剰余金とするという説明がなされることが多い。しかし資本取引をこのように区分し、それらから生ず

33 昭和49年の企業会計原則の修正において、この部分は削除されている。

る項目が資本剰余金を構成すると説明しても、三つの多様な取引過程から生ずる多様な項目を一つの資本剰余金概念で包括することの困難性は解消しないであろう。³⁴

このようなことを考えてみれば、本稿で取り上げた資本準備金制度成立期をめぐる法と会計の相克において、一方的に企業会計原則の商法への妥協という形で行なわれた状況は、会計の側の法規定に対抗することのできるほどの理論的整備がなされていなかったという点にもう一つの理由が存在するのではないかということになる。

34 拙著、前掲書、4ページ参照。